

農地中間管理事業を活用しましょう

問 農政課 農業振興係 ☎72-5167

市報くにさき 8月号 P11 に掲載した農地中間管理機構についてお知らせします。

農地中間管理事業とは

農地中間管理機構が、地域計画に位置付けた担い手などに対して、農地を貸したい人から借り受け、まとまりのある形で貸し付けする事業です。

農地中間管理機構活用のメリット

農地所有者(貸し手)のメリット	耕作者(借り手)のメリット
- 賃料は農地中間管理機構から確実に振り込まれます。 - 貸した農地は、貸付期間終了後返却されます。 - 農地中間管理機構に貸し付けた農地について、税制優遇(※)が受けられることがあります。	- まとまった農地を長期間、安定的に借受できます。 - 複数所有者から農地を借りる場合であっても、賃料支払や契約事務について、農地中間管理機構が契約を一本にまとめます。

※所有する全農地(10a未満自作地は除く)を新たに、10年以上の期間で貸し付けた方は、固定資産税が以下の期間中2分の1に軽減されます。

(1)15年以上の期間で貸し付けた場合には、5年間

(2)10年以上15年未満の期間で貸し付けた場合には、3年間

留意事項

- 貸付期間は、原則10年以上としますが、貸手(所有者)および借手(耕作者)の事情を勘案した上で適当と認められる場合は、5年以上まで短縮できます。
- 数人の共有に係る土地(共有地、未相続登記の土地など)に利用権の設定をする場合には、2分の1を超える共有持分を有する者の同意が必要です。
- 物納での契約は行っていません。物納をしたい場合には、無償契約を行っていただき、個別に引き渡しをお願いします。
- 契約期間中は、一方的な解約はできません。ただし、やむを得ない事由により、貸手(所有者)・借手(耕作者)両者の合意が整えば、合意解約は可能です。
- 届出から契約成立まで、約4カ月程かかります。また、相続未登記の土地の場合は、さらに時間を要する場合があります。



ホームページ

公共下水道への接続や合併処理浄化槽の設置をしましょう (9月10日は下水道の日です)

問 上下水道課 下水道係 ☎72-5197

家庭や事業所などで出された汚水がそのまま流れると、川や海が汚れてしまいます。汚水をきれいな水に変える公共下水道への接続や合併処理浄化槽の設置が進めば、美しい自然を守ることができます。市では、下記の事業を実施していますので、ご協力をお願いします。

公共下水道事業

都市計画区域や下水道の認可区域内の汚水を浄化センターできれいにし、川や海へ放出するための整備事業です。

各町の住宅密集地など、公共下水道が整備されている地区にお住まいの方は、速やかに接続をお願いします。

合併処理浄化槽設置整備事業(補助)

公共下水道の認可区域外で、各家庭単位に合併処理浄化槽を設置した場合に補助します。また、令和4年度から改造(単独処理浄化槽、くみ取り槽からの転換)に伴う撤去費用と宅内配管についても上乗せで補助します。合併処理浄化槽を設置して、適切に汚水を処理してください。

令和6年 秋季農作業 標準賃金について

問 農業委員会事務局 ☎72-5176

国東市農業委員会において、秋季農作業標準賃金が下記のとおり設定されました。

耕作条件などを考慮の上、参考としてください(税込価格で表記しています)。

1. 農繁期賃金(実労8時間賄いなし)

作業別	令和6年秋季
普通作業	10,186円
軽作業	8,525円

3. 耕耘料等(10アール当り)

作業別	令和6年秋季
畑地耕耘	7,040円
秋田耕耘(稲田)	8,250円
コンバイン(稲)	17,600円
コンバイン(大豆)	11,715円
バインダー(紐別)	8,690円
ハーベスター	8,690円
麦機械播種(稲田起し含む)	13,970円
麦機械播種(播種のみ)	5,940円



2. 草刈り賃金(1時間当り)

作業別	令和6年秋季
草刈り(機械・燃料込)	1,595円

4. 乾燥等利用料金(出来高重量30kg当り)

水稻 (普通期)	水分量(%) (持ち込み時)	令和6年秋季
		全 日
粳すりのみ	15.0 以下	451円
乾燥粳すり 選別調整	15.1 ~ 20.0	814円
	20.1 ~ 23.0	891円
	23.1 ~ 26.0	968円
	26.1 ~ 29.0	1,045円
	29.1 以上	1,122円

シカからクヌギ林を守りましょう！ 森林シカ被害防止対策事業のお知らせ

申・問 林業水産課 林業水産係 ☎72-5198

シカによる食害などのクヌギ林被害を軽減し、原木しいたけ生産の振興を図るため、防護柵資材費(シカネット)の購入に必要な経費に対し、予算の定める範囲内で補助金を交付します。

補助対象者

令和6年1月以降で2万駒以上の種駒を植菌する市内の原木しいたけ生産者

補助対象 100m以上の防護柵資材費(シカネット)

補助金額 補助対象経費の2分の1

提出書類

- ①補助金等交付申請書
 - ②種駒購入数が確認できる領収書・購入証明書などの写し
 - ③位置図
 - ④見積書の写し
 - ⑤振込口座の写し(既に口座登録済みの方は不要)
- ※森林の立木を伐採するときには届け出が必要です。クヌギ林を伐採する際は30日前までに伐採届をご提出ください。

